公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年2月28日

世田谷区

1 業務概要

(1)件 名 世田谷区立八幡小学校・松沢中学校改築に伴う整備手法検討支援業務委託

(2)業務内容

世田谷区の公共施設については、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」が策定され、公共施設マネジメントの方針が示された。区の公共施設は今後30年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎え、学校施設についても例外ではない。

本プロポーザルは、令和6年3月に一部改訂予定の「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づき次期改築校に選定される八幡小学校・松沢中学校について、世田谷区がこれまでに検討した整備方針案をより多角的かつ専門的な視点で、今後の学校施設に求められる機能と水準を満たしながら、柔軟な発想による提案を求めるものであり、改築に向けた整備手法検討支援を委託するものである。

- (3)履行期間 契約締結の日(令和6年6月予定)から令和7年3月14日まで(予定) ※当該年度の予算案が議決され、予算が配当されることを条件とする。
- 2 参加資格(基準日:参加希望届出書提出日現在)
 - (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
 - (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
 - (3)世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
 - (4) 都道府県民・市区町村民税に滞納がないこと。
 - (5)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。
 - (6) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付が1位から 100位以内の建築設計事務所であるか、平成24年度以降に、公共施設の新築又は改 築に係るCM(コンストラクション・マネジメント)業務を完了していること。
 - (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。なお、2次提案資料の提出者については1次審査通過者に限る。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績	事業者概要、執行体制、業務実績
(業務経歴等)	
担当チームの能力	主任技術者の資格・経験、業務実績等
(主任技術者の経験と	
実績)	

(2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	担当者の実績、実施体制、取組み姿勢等
提案課題	①整備手法の提案や比較(対象の棟ごと)
	②事業スケジュールとコスト低減等に関する提案
	③その他の提案

5 手続き等

(1)担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号世田谷区教育委員会事務局 教育環境課

電話 03-5432-2665

FAX 03-5432-3029

Mail SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時間 9時~17時

ただし、土・日曜日、祝日、並びに月~金曜日の正午~13時を除く。

- (2)提案募集要領の交付期間、場所及び方法
 - 交付期間

令和6年2月28日(水)から令和6年3月21日(木)まで

② 交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/007/d00207770.html

トップページ→目次から探す→子ども・教育・若者支援→小・中学校

- →学校改築状況
- →世田谷区立八幡小学校・松沢中学校改築に伴う整備手法検討支援業務選定公募 型プロポーザルのご案内
- イ 上記(1)の窓口にて配布(要事前連絡)
- (3)参加希望届出書の受付期限並びに提出場所及び方法

- ① 受付期限 令和6年3月21日(木)17時まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

6 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金:免除
- (3)契約書作成の要否:要
- (4)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意 契約により締結する予定の有無:

有(令和7年度以降:基本構想策定業務委託)

(ただし、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

また、契約の履行状況によっては、基本設計業務委託、実施設計業務委託、工事監理業務委託についても随意契約を行う可能性がある(ただし、受託業者が業務に対応可能な場合に限る)。

関連情報を入手するための照会窓口:上記5(1)に同じ。

- (5)区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。
- (6)詳細は提案募集要領による。
- (7)提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (8)本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。